

京都市消防局訓令甲第4号

各 部

消防団・自主防災推進室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局標準職務遂行能力についての一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

京都市消防局長 名畑 徹

本則の表部長（消防正監の階級にある者）の項中「局の運営推進」を「局又は消防署（以下「署」という。）の運営推進」に、「部等を総合的に」を「部等（署を含む。以下同じ。）を総合的に」に改め、同表部長（消防監の階級にある者）の項中「消防署（以下「署」という。）」を「署」に改め、同表課長（消防監の階級にある者）の項中「消防分署（以下「分署」という。）等」を「局の室若しくは課又は消防分署（以下「局の課等」という。）」に、「分署等」を「局の課等」に改め、同表課長（消防司令長の階級にある者）の項中「及び部長」を「、部長及び課長（消防監の階級にある者）」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

（消防局総務部人事課）